

高岡市男女平等推進

〒933-0023 富山県高岡市末広町1-7
(ウイング・ウイング高岡6階)
tel.(0766)20-1810 fax.(0766)20-1815
E-mail gec@office.city.takaoka.toyama.jp
http://www2.city-takaoka.jp/gec/

2011
6月1日発行



「ありて」は、自分の力で問題を解決していくイギリスの雑誌「アリーテ等の冒険」の主人公の名前です。「私の未来は私が創る」とアリーテは言っています。

センターだより



あらためて、男女平等推進センターへ

高岡市男女平等推進センター所長

太田 眞由美

4月から、男女平等推進センター（以下、「センター」と略。）にまいりました。8年目に入ったセンターについて、あらためて紹介いたします。

センターでは、主に次のことを行っています。DV（ドメスティック・バイオレンス＝配偶者など、親しい男女間の暴力）や生き方、夫婦間の問題など、女性、男性のいろいろな問題についての相談。職場や地域、家庭など、社会生活のあらゆる分野で、男女平等・共同参画をすすめるという視点での講座等。活動をすすめる（これから取り組む）団体・グループについて、活動スペースの確保や講師料の助成、他グループとの情報交換などの支援。情報の収集・発信、情報誌の発行など。以上が主な取り組みです。いろいろな形で、センターを活用下さい。

ところで最近、DVに関する相談が増えていますが、DVは重大な人権侵害であるという視点を、きちんとみんなが持つようになっていきたいと思います。

さて、「男女平等・共同参画」という言葉は、とっつきにくいようですが、私たちの生活においても、職場や地域活動、家庭生活などいろいろな場面で、男性、女性という性別にかかわらず能力と個性が発揮でき、そして責任も負っていくようにしていこうというものです。ただそれには、従来からの固定的な性別役割による意識や慣行に気づくこと、依然残る男性、女性の現状を知ること、そしてこれをあらためていく努力と活動が必要です。このようなことを、より多くの人に伝えていければと思っています。

以前、ある方が「二つの性の一方が問題と感じているならば、それは他方の性にとっても問題であり、双方が少しでも生きやすいように、これをあらためていかなければ」とおっしゃっていました。参画をすすめていく仕組み作りと、不断の取り組みの根底には、このような柔軟で、相手を尊重する意識が大切だと思ったことでした。

どうぞよろしく願いいたします。

平成 23 年度キャッチフレーズ

平成 23 年 6 月 23 日 (木) ~ 29 日 (水)

“チャンスを分かち、未来を拓こう”

内閣府では「男女共同参画社会基本法」の公布・施行日である平成 11 年 6 月 23 日をふまえ、毎年 6 月 23 日から 29 日までの 1 週間を「男女共同参画週間」としています。この期間の様々な取組を通じ、男女共同参画基本法の目的や基本理念について、理解を深めることを目指しています。

ポイント!! 男女共同参画社会基本法では・・・

男女共同参画社会を実現するための 5 本の柱 (基本理念) を掲げています。

男女の人権の尊重 男女の個人としての尊厳を重んじ、差別をなくし、ひとりひとりの能力を発揮できる機会を確保する必要があります。	社会における制度又は慣行についての配慮 固定的な性別役割分担意識にとられないことが必要です。	政策等の立案及び決定への共同参画 あらゆる分野において方針の決定に、男女が参画できる機会を確保する必要があります。
家庭生活における活動と他の活動の両立 男女が対等な家族の構成員として互いに協力することが必要です。	国際的強調 他の国々や国際機関と相互に協力しており込む必要があります。	

また、行政 (国、地方公共団体) と国民それぞれが果たすべき役割 (責務、基本的施策) を定めています。

【国の責務】 基本理念に基づき、男女共同参画基本計画を策定。 積極的改善措置を含む男女共同参画社会づくりのための施策を総合的に策定、実施。	【地方公共団体の責務】 基本理念に基づき、男女共同参画社会づくりのための施策に取り組む。 地域の特性を活かした施策を展開する。	【国民の責務】 男女共同参画社会づくりに協力することが期待されている。
--	--	---

高岡市もこの基本法をふまえ、男女平等・共同参画社会の実現に取り組んでいます。平成 17 年に高岡市男女平等推進条例を制定しました。また、平成 19 年には男女平等推進プランを策定し、平成 20 年に男女平等・共同参画宣言都市となり「認めあい 支えあい 共に輝く ひととまち」を目指してきました。

高岡市男女平等推進センターでは、市民の皆様の理解を深めるために「男女共同参画週間」に合わせて関連事業を行います。今年度の男女共同参画週間のメインテーマは『ポジティブ・アクション』です。当センターでは、男女平等・共同参画基礎講座、ポジティブ・アクションにちなんだパネル展示を行います。この期間にぜひ、男女共同参画社会について考えてみませんか。



男女共同参画週間 関連事業 男女平等推進センター・E ネット企画 男女平等・共同参画基礎講座

《基礎コース》 「これまでのこと、これからのこと」 日時：6月28日(火) 午後1時30分~3時30分 午後7時~9時 ご都合に合わせて、どちらかを受講下さい。 場所：高岡市男女平等推進センター会議室 内容：男女平等推進センターの紹介、これからの取り組み、また「高岡市男女平等推進プラン」をもとに、男女平等・共同参画の基本をわかりやすく学びます。 講師：センター所長 太田真由美 他、センター職員	《ステップアップコース》 「共に話そう、共に活かそう ~高岡市男女平等推進センター~」 日時：6月30日(木) 午後1時30分~3時30分 場所：高岡市男女平等推進センター会議室 内容：これから男女平等推進センターでできること、期待したいことをワークショップを通して話し合います。 企画：E ネット (センター登録活動団体ネットワーク) 担当：NPO 法人Nプロジェクトひと・みち・まち 定員：50名 申込み順
--	--

男女平等・共同参画基礎講座 申込方法

電話 (0766) 20-1810 FAX (0766) 20-1815

Eメール gec@office.city.takaoka.toyama.jp

いずれかの方法で、住所・氏名・連絡先・年齢を高岡市男女平等推進センターまで申込み下さい。

1歳以上、就学前までのお子さんの託児所を希望される方は、6月14日(火)までに申込み下さい。(無料)



男女共同参画週間 関連事業 パネル展示

《企画展示》「ちゃんと知りたいポジティブ・アクション」

日時：6月21日(火)~30日(木)
 場所：男女平等推進センターサロン
 企画展示
 《ちゃんと知りたいポジティブ・アクション》
 《富山県男女共同参画推進員高岡連絡会ミニ地区懇談会の紹介》
 《男女共同参画キーワード解説》

ポジティブ・アクションとは・・・???

「積極的改善措置のこと。様々な分野において、活動に参画する機会の男女間の格差を改善するため、必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、活動に参画する機会を積極的に提供すること。」です。(高岡市男女平等推進プランより)

今回の企画展示では、ポジティブ・アクションをはじめ、男女共同参画社会の推進に関わるキーワードを楽しく分かりやすく解説します。

どうぞ気軽にご参加下さい。
 市民の皆様のお越しをスタッフ一同、お待ちしております。



いずれもお申込み・お問合せは、高岡市男女平等推進センターまで。

TEL (0766) 20-1810 FAX (0766) 20-1815

Eメール gec@office.city.takaoka.toyama.jp ホームページ <http://www2.city-takaoka.jp/gec/>

平成23年度富山県男女共同参画推進員高岡連絡会のご案内



【男女共同参画推進員の皆さんの主な役割】

県が策定する男女共同参画計画の普及・啓発
男女がともに協力して実施する地域活動の推進
男女共同参画に関する施策推進への協力

また、男女共同参画を地域で推進するために、各地区にて男女共同参画をテーマにミニ地区懇談会を行います。

6月・7月の開催は次のとおりです。ぜひ皆さんご参加下さい。

6月17日(金)木津地区 6月19日(日)南条地区 6月26日(日)国吉地区
7月12日(火)下関・二塚・野村地区 7月24日(日)東五位・千鳥丘地区

高岡市男女平等推進センター 相談室のご案内

～悩んでいることは ありませんか？ ひとりで悩まないで、ご相談ください～

DV(配偶者や恋人からの暴力)、家庭や職場のトラブルや悩みごとなど

男女平等推進センターには、専任のスタッフによる相談室があります。プライバシーに配慮した個室になっており、個室での面談(要予約)や、電話相談を行っています。うち1室にはベビーベッドも備えています。

電話相談 面接相談(要予約)

相談室専用電話：TEL(0766)20-1811

毎週/月・火・水・金・土 9:30～16:30

毎週/木 14:00～20:00

休館日は毎月第4月曜日です。

(相談業務は毎週日曜日がお休みです。)

女性弁護士による無料法律相談(要予約)

相談室専用電話：TEL(0766)20-1811

毎月1回(原則第4金曜日)14:00～16:00

定員4名

電話での申込み順です。予約受付の日時については順次、広報紙「市民と市政」でご案内いたしますので、ご確認下さい。

新着図書のご案内 センター新着図書からピックアップしています。

絵本 日本女性史 全4巻(大月書店)

1. 原始・古代・中世(文:野村育世 絵:石井勉)
2. 近世(文:関民子 絵:菊地ひと美)
3. 近代・現代(文:早川紀代 絵:石橋富士子)
4. 学習の手引き(編著:野村育世・関民子・早川紀代)



やさしい文章とイラストで、現代のような男女の慣例ができる前の歴史がよくわかります。子供から大人まで、楽しく分かりやすく読むことができますよ。



高岡市男女平等推進センター 利用案内

高岡市男女平等推進センターは、男女平等・共同参画社会を実現するための拠点施設です。相談、講座等の開催、男女平等・共同参画をすすめるための市民活動やネットワークづくりの支援、図書の貸出しや情報誌の発行等による情報提供などを行っています。

休館日 毎月第4月曜日・12月29日～翌年の1月3日

(相談室は毎週日曜日がお休みです。)

〒933-0023 富山県高岡市末広町17(ウイング・ウイング高岡6階)

TEL(0766)20-1810 FAX(0766)20-1815 相談室専用TEL(0766)20-1811

ホームページ <http://www2.city-takaoka.jp/gec/>

